

第3期 滝沢市

まち・ひと・しごと

創生総合戦略



令和7年3月

滝沢市

目 次

I はじめに

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 地方版総合戦略とは | 2 |
| 2 | 総合戦略の位置付け及び計画期間 | 3 |

II 人口の長期展望

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 人口動向分析（滝沢市人口ビジョン） | 4 |
| 2 | 本市が目指すべき将来の方向（滝沢市人口ビジョン） | 4 |
| 3 | 人口の目標水準（滝沢市人口ビジョン） | 5 |

III 総合戦略ビジョン

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 総合戦略が目指す姿 | 6 |
| 2 | 基本的方向性 | 6 |
| 3 | 指標及び目標値 | 7 |
| 4 | 取組姿勢 | 8 |
| 5 | 施策体系 | 8 |

IV 具体施策

- | | | | |
|---|--------|--------------------------|----|
| 1 | 基本目標 1 | 自分らしい子育てが実現できる環境づくり | 9 |
| 2 | 基本目標 2 | 定住、転入を促す環境づくり | 10 |
| 3 | 基本目標 3 | 市への愛着の醸成と若者が活躍できる環境づくり | 11 |
| 4 | 基本目標 4 | 高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らす環境づくり | 12 |

I はじめに

1 地方版総合戦略とは

地方版総合戦略は、各地方自治体における人口減少の克服のための取り組みをまとめたものです。本市においても、総合戦略を策定し、人口減少を克服する取組を推進します。

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、国では、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同法に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

国では、まち・ひと・しごと創生法に掲げる「一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業機会の創出」に向けた取組を一体的に推進するため、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタルの力を活用した地方の社会の課題の解決を目指し、次の4つの基本目標掲げて取組を進めてきました。

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1、地方に仕事をつくる | 2、人の流れをつくる |
| 3、結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 4、魅力的な地域をつくる |

これは、前述したとおり大都市圏への人口の一極集中を是正し、人口減少の克服と地方創生を実現するためのものではありませんが、人口減少問題は地域によって状況や原因が異なり、それぞれの地域特性に応じた“処方箋”が必要であり、まち・ひと・しごと創生法では、全ての地方自治体に対し、国の方針、地域ごとの課題等を踏まえた「地方版総合戦略」を策定するよう要請しています。

そのため、本市においても、まち・ひと・しごと創生法、国の総合戦略等を踏まえた「滝沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定し、本市における人口減少を克服するための取組を進めます。

2 総合戦略の位置付け及び計画期間

- ・総合戦略は、市域全体計画の分野別計画として位置付け、部門を越えた連携によって展開します。
- ・総合戦略の計画期間は、令和7年度から令和13年度までの7年間です。

（１）総合戦略の位置付け

滝沢市自治基本条例第9条の規定により、本市における最上位計画として総合計画を策定すること及び市が行う政策は総合計画に基づくこととされています。

そのため、総合戦略は、総合計画との一体的な施策推進を図るため、総合計画の基本計画中、市域全体計画の分野別計画として位置付け、市域全体計画中から、地方創生推進に関連する施策を体系化し取りまとめ、市域全体計画の各部門を超えた連携により展開するものとします。

（２）計画期間

総合戦略の計画期間は、市の総合計画の進捗の整合を図るため、第2次滝沢市総合計画基本構想期間と終期をあわせ、令和7年度から令和13年度までの7年間とします。

Ⅱ 人口の長期展望

1 人口動向分析(滝沢市人口ビジョン)

将来的な少子化、超高齢社会を見据え、人口問題に関する市民の認識の共有を図るため、市では人口動態や現状の分析、将来の人口推計などを取りまとめた「滝沢市人口ビジョン」を策定しています。

同ビジョンでは、人口動向の推移、今後の推計値等の分析を踏まえ、本市の人口減少対策を進めるに当たっては、自然減・社会減の双方に着目した取組が必要であると総括しています。

【人口動向分析結果】

- ・ 65歳以上の高齢者を支える生産年齢人口は、2020年（令和2年）には2.4人であるが、2070年（令和52年）には1.1人となる。
- ・ 転出超過数の上位は、「宮城県仙台市」、「北上市」、「福島県郡山市」である。
- ・ 10～14歳から15～19歳（大学進学や高校卒業後に就職する年齢層）と20～24歳から25～29歳（就職する年齢層）の転出超過が大きい。

【将来人口推計】

- ・ 総人口は2020年（令和2年）の55,579人をピークに減少に転じる。
- ・ 将来人口に対する影響度合いは、自然増減及び社会増減ともに同程度である。

【アンケート調査結果】

- ・ 地元に住みたいと思っている学生が約4割いる一方で、希望職種や生活の利便性の高さなどから都市部への移住を検討する人も約1割存在する。
- ・ 結婚支援に向け、「子育てしやすい環境の整備」と「出会いの場の創出」に関する施策が求められている。
- ・ 「現在予定している子どもの人数」が「理想の子どもの人数」を下回っている。

【自然減対策】

- ・ 結婚・出産・子育て希望の実現に向けた経済的支援や周囲の理解促進 など
- ・ 高齢者が生きがいを持ち、いきいきと暮らすための環境づくり など

【社会減対策】

- ・ 多様な働く場の創出、魅力ある生活環境の整備 など
- ・ 若者が地域を知ることによる愛着の向上 など

2 本市が目指すべき将来の方向(滝沢市人口ビジョン)

人口動向分析及びアンケート調査結果から、今後の人口減少に歯止めをかけるために、自然減・社会減対策の双方に着目するとともに、第2次滝沢市総合計画によるまちづくりの方向性を考慮し、本市の目指すべき将来の方向は、次のとおりです。

①自分らしい子育てが実現できる環境づくり

市民が理想とする結婚、出産・子育てを実現できる環境を創出するための取組を進め、滝沢で安心して暮らし、自分らしい子育てをすることができる基盤づくりを進めます。

②定住、転入を促す環境づくり

盛岡広域都市圏において、盛岡市に次ぐ人口を有する都市としての機能の維持を図るため、生活利便性の向上や働く場を創出することで人口の転出を抑制し、転入を促す自立した地域づくりを目指します。）

③市への愛着の醸成と若者が活躍できる環境づくり

市内に多く居住する小中高生から大学生までを中心に、滝沢市を知り、「愛着」を持てるような機会を創出し、若者が活躍できる環境づくりを目指します。）

④高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らす環境づくり

平均寿命の延伸や、少子化の進行に伴い割合が増加する高齢者が、健康を大切にしながら、それぞれの生きがいや楽しみを見つけ、安心して穏やかに、いきいきと暮らせる環境づくりを目指します。

3 人口の目標水準(滝沢市人口ビジョン)

総合戦略に基づく施策を展開し、社人研推計値と比べ、2070年には11,050人増加させ、一定の人口規模を長期にわたって安定的に維持可能な自治体を目指します。

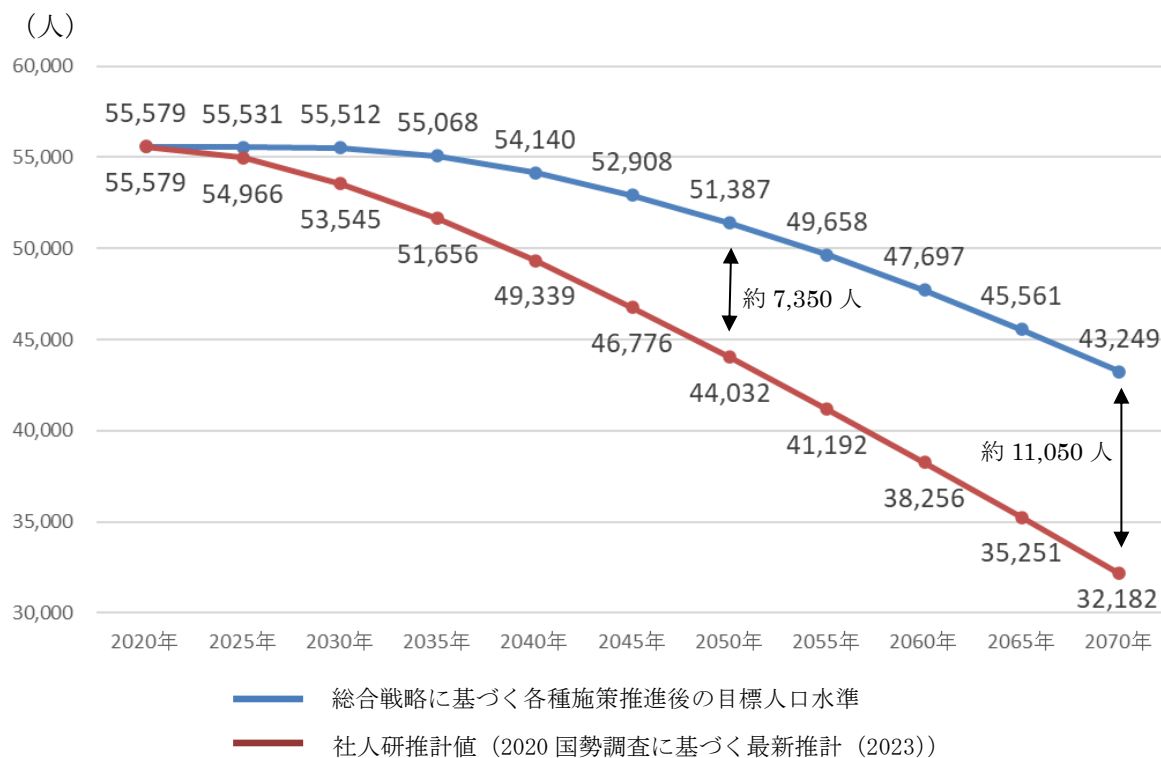


図 総人口の将来展望

Ⅲ 総合戦略ビジョン

1 総合戦略が目指す姿

総合戦略が目指す姿は、滝沢市自治基本条例が掲げる市の将来像である「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」です。

滝沢市は、岩手山の裾野に広がる豊かな自然環境のもと、県都盛岡市に隣接する立地を踏まえた充実した都市基盤、大学や各種研究機関が集積した研究学園都市としての側面、チャグチャグ馬コなどに代表される彩り豊かな文化など、利便性と住環境の調和のとれた魅力あふれるまちとして、発展を遂げてきました。

第1回国勢調査が行われた大正9年に5,001人の人口であった滝沢村は、平成12年には人口5万人超の「人口日本一の村」となり、日本の総人口が減少に転じた平成20年以降も人口の増加が続きました。平成26年1月には市制を施行し、令和2年に実施された第21回国勢調査では、人口が55,579人に達し、令和6年1月に市制施行から10周年を迎えました。

この間、平成26年4月1日に施行された滝沢市自治基本条例を頂点とし、市民、議会、行政のそれぞれの役割や目指すべき姿などを定めた滝沢市地域コミュニティ基本条例、滝沢市議会基本条例、滝沢市行政基本条例に基づき、広く市民が方向性を共有しつつ、協力しながらまちづくりを展開する体制が構築されました。

滝沢市自治基本条例を根拠として策定された第1次滝沢市総合計画（計画期間：平成27年度～令和4年度）及び第2次滝沢市総合計画（計画期間：令和6年度～令和13年度）は、滝沢市の地域社会計画として、市の将来像に同条例第1条に定める「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」を掲げ、住民による主体的な地域づくりが盛んなまちとしての素地を活かした、「地域デザイン」・「地域ビジョン」の系譜を継ぐ「地域別計画」の推進、市行政による、安全・安心な市民生活の維持や人とのつながりを促進する政策体系からなる「市域全体計画」の展開を掲げ、市民と行政の両輪による活動によって、「市民が幸福を実感できる活力に満ちた地域」を創出するための取組は着実に進展しています。

以上を踏まえ、総合戦略が目指すビジョンを滝沢市自治基本条例第1条に掲げられ、市総合計画において市の将来像としている「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」とし、総合計画と一体的に本市の人口減少対策を推進します。

2 基本的方向性

滝沢市人口ビジョンが示す本市の人口減少対策の基本的方向を、総合戦略の基本的な方向性として掲げ、施策展開を図ります。

本市の人口動向等を分析し、人口の長期展望を示している滝沢市人口ビジョンにおいて導き出した4つの基本的方向を、総合戦略においても基本的な方向性として掲げ施策展開を図ります。

①自分らしい子育てが実現できる環境づくり

市民が理想とする結婚、出産・子育てを実現できる環境を創出するための取組を進め、滝沢で安心して暮らし、自分らしい子育てをすることができる基盤づくりを進めます。

②定住、転入を促す環境づくり

盛岡広域都市圏において、盛岡市に次ぐ人口を有する都市としての機能の維持を図るため、生活利便性の向上や働く場を創出することで人口の転出を抑制し、転入を促す自立した地域づくりを目指します。

③市への愛着の醸成と若者が活躍できる環境づくり

市内に多く居住する小中高生から大学生までを中心に、滝沢市を知り、「愛着」を持てるような機会を創出し、若者が活躍できる環境づくりを目指します。

④高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らす環境づくり

平均寿命の延伸や、少子化の進行に伴い割合が増加する高齢者が、健康を大切にしながら、それぞれの生きがいや楽しみを見つけ、安心して穏やかに、いきいきと暮らせる環境づくりを目指します。

3 指標及び目標値

「人口の維持」、「幸福実感」、「地域の活力」に関連する3つの指標と目標値を設定し、進捗を捕捉、分析しながら総合戦略に基づく施策を展開します。

一体的に取組を推進する第2次滝沢市総合計画基本構想指標（たきざわやさしき指標）を踏まえ総合戦略期間（令和7年度から令和13年度まで）の進捗を捕捉するための指標及び目標値を次のとおり設定します。

1 人口55,500人の維持

- ・岩手県毎月人口推計10月1日時点人口推計値
- ・【基準値】55,467人（令和4年度）
- ・【目標値】55,500人（令和13年度）

2 市で幸せに暮らしている人が増えていること

- ・滝沢市で幸せに暮らしている人の割合
- ・【基準値】56.3%（令和5年度）
- ・【目標値】65.0%（令和13年度）

3 活力に満ちた地域だと感じる人が増えていること

- ・滝沢市は活力に満ちた地域だと感じている人の割合
- ・【基準値】29.7%（令和5年度）
- ・【目標値】40.0%（令和13年度）

4 取組姿勢

(1) 国及び県の総合戦略との連携

国が総合戦略に掲げる、目指す方向性や地方が主体的に行う取組への支援等、また、岩手県が地方版総合戦略に定める、仕事の創出と子育て支援、ふるさとを支える基盤の強化に向けた施策や、その展開等を注視し、連携を図りながら、本市の地方創生に係る施策を展開します。

(2) デジタル技術等を活用した施策展開

都市部への人口集中が加速する中、急速な進歩を遂げているデジタル技術を活用することは、地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉となるものです。

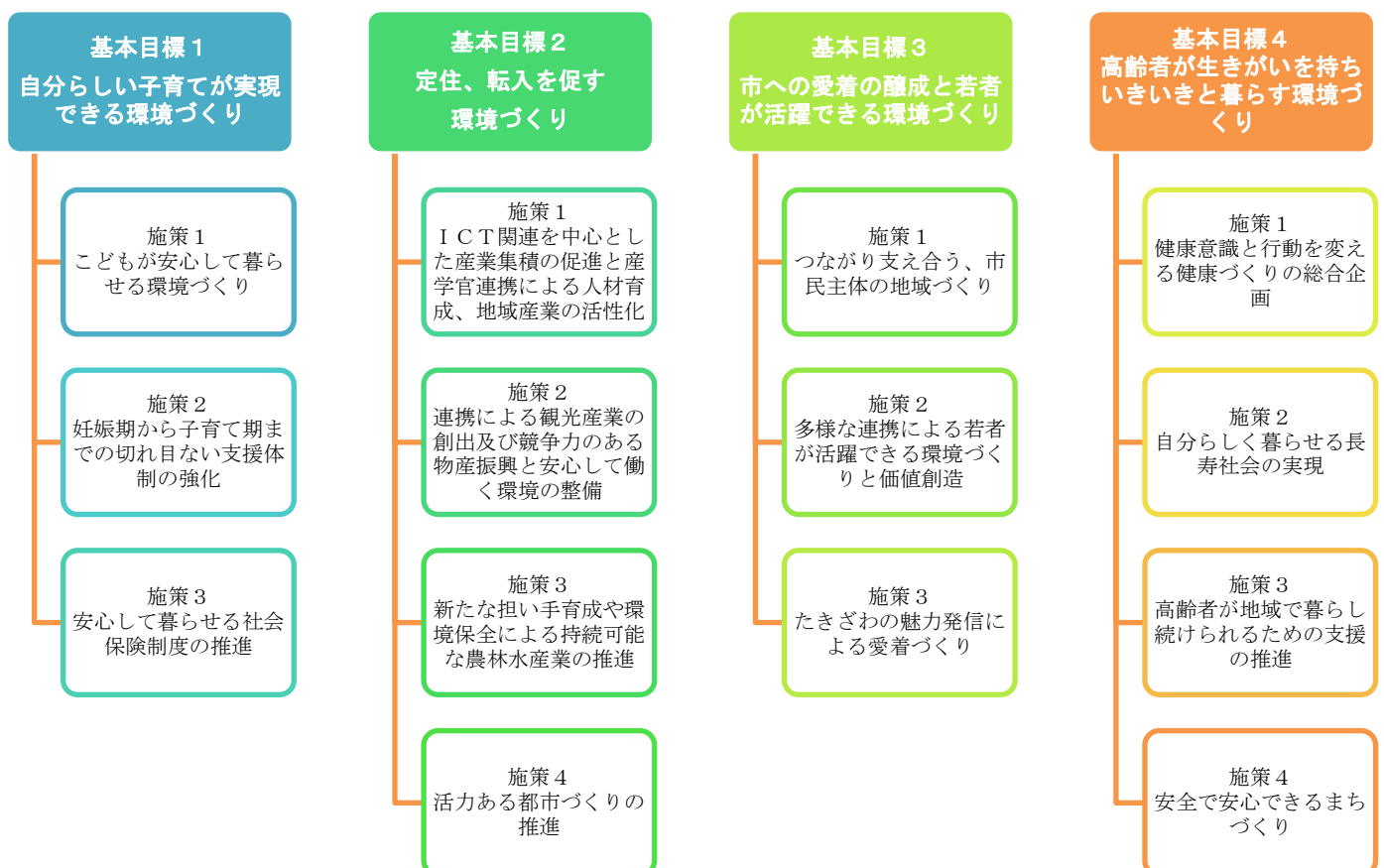
そのため、国の総合戦略を踏まえ、急速に進化するデジタル・新技術を最大限活用しながら人・モノ・技術の交流や分野を超えた連携・協働を推進することにより、社会課題の解決及び便利で快適に暮らすことができる地域社会の構築を目指す視点による施策推進を図ります。

(3) 取組体制とPDCAサイクルの確立

本市においては、市の政策や施策の取組の進捗を測定するための市民アンケート調査や、外部有識者で構成される諮問機関による審議を毎年実施し、具体的な評価基準や目標値を踏まえた進捗管理や、それらの評価を踏まえた次年度の政策や施策の企画検討を実施するなど、適切なPDCAサイクルを意識した施策展開を進めています。

総合戦略の進捗管理についてもこれと同様に、設定した指標の値及び目標値への進捗度合いなどの評価・検討を行います。また、施策に紐づく具体的な事務・事業についても、毎年度策定する実行計画書及び事業実績報告書によって具体的な事務・事業の内容又は評価を明らかにしながら取組を進めます。

5 施策体系



IV 具体施策

1 基本目標1：自分らしい子育てが実現できる環境づくり

(1) 基本目標が目指す状態

少子化・核家族化などの課題に対し、市行政、市民、企業等地域コミュニティを構成するさまざまな担い手が、互いに連携し、地域全体で子育て世代を支えあう環境を創出し、出生率の向上を目指します。

(2) KPI（重要業績指標）と目標値

①合計特殊出生率

基準値：令和4年度 1.37 ⇒ 目標値：令和13年度 1.52

②子どもが大切に育てられていると感じている人の割合

基準値：令和5年度 79.0% ⇒ 目標値：令和13年度 87.0%

(3) 施策及び事業体系

施策1：こどもが安心して暮らせる環境づくり

【a：施策の主な取組】

- ・多様な子育て支援サービスの質と量の充実
- ・ひとり親の支援と子育てに係る経済的負担の軽減
- ・こどもの居場所づくりと環境改善

【b：事業所管部署及び推進事業】

所管課等：健康こども部子育て課

推進事業：同課が所管する事務事業

施策2：妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の強化

【a：施策の主な取組】

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援の実施
- ・思春期における生命・人権を尊重する意識を育む取組の継続
- ・児童虐待の未然防止のための関係機関との連携強化

【b：事業所管部署及び推進事業】

所管課等：健康こども部こども家庭センター

推進事業：同センターが所管する事務事業

施策3：安心して暮らせる社会保険制度の推進

【a：施策の主な取組】

- ・安心して医療をうけるための医療費給付事業の実施

【b：事業所管部署及び推進事業】

所管課等：健康こども部保険年金課

推進事業：同課が所管する事務事業（本施策に関連する事業に限る。）

2 基本目標2：定住、転入を促す環境づくり

（1）基本目標が目指す状態

自然環境と調和のある充実した都市基盤、高等教育機関及びICT関連企業の集積等の本市の強みを生かし、多様な雇用の場の確保、産業振興、生活利便性の向上を図り、市の賑わいや活力を高めることで、人口の転出を抑制し、転入を促す自立した地域づくりを目指します。

（2）KPI（重要業績指標）と目標値

①市民一人当たり課税所得額

基準値：令和4年度 2,624千円 ⇒ 目標値：令和13年度 2,800千円

②働く場があると感じている人の割合

基準値：令和5年度 22.1% ⇒ 目標値：令和13年度 28.0%

（3）施策及び事業体系

施策1：ICT関連を中心とした産業集積の促進と産学官連携による人材育成、地域産業の活性化

【a：施策の主な取組】

- ・ICT産業集積を目指し、イノベーションパーク拡張の具体的検討
- ・IT企業の誘致推進による盛岡広域都市圏におけるICT産業の拠点化
- ・滝沢市産業振興条例に基づいた市内商工業者の振興
- ・産学官連携によるIT企業人材・地域DX人材の育成支援

【b：事業所管部署及び推進事業】

所管課等：経済産業部企業振興課

推進事業：同課が所管する事務事業

施策2：連携による観光産業の創出及び競争力のある物産振興と安心して働く環境の整備

【a：施策の主な取組】

- ・滝沢市観光物産協会と連携、協力による観光産業の推進
- ・チャグチャグ馬コの保存と活用による観光振興

・特産品開発への支援とふるさと納税制度を活用した物産振興 ・雇用確保支援事業の実施と高齢者の就労促進による活力ある地域社会づくり
【b：事業所管部署及び推進事業】
所管課等：経済産業部観光物産課
推進事業：同課が所管する事務事業

施策3：新たな担い手育成や環境保全による持続可能な農林水産業の推進	
【a：施策の主な取組】	
・担い手育成・確保や農地集積・集約の推進、基盤整備の促進 ・農商工連携による6次産業化や農産物の高付加価値化の推進 ・相の沢牧野の活用による畜産農家の経営基盤強化の促進 ・森林環境譲与税を活用した適正な森林管理の促進 ・鳥獣被害防止対策の強化	
【b：事業所管部署及び推進事業】	
所管課等：経済産業部農林課	
推進事業：同課が所管する事務事業	

施策4：活力ある都市づくりの推進	
【a：施策の主な取組】	
・地域公共交通の維持及び利便性向上と交通施設の適正な管理 ・まちづくり活動の拠点となる中心拠点地域の整備促進 ・雇用や活力を生む産業拠点形成に係る土地利用計画の推進 ・空き家対策を中心とした住宅環境改善施策の推進	
【b：事業所管部署及び推進事業】	
所管課等：都市整備部都市政策課	
推進事業：同課が所管する事務事業	

3 基本目標3：市への愛着の醸成と若者が活躍できる環境づくり

（1）基本目標が目指す状態

様々な地域の担い手が連携した主体的な地域づくり活動の展開や、大学生などの若い世代の活躍の場の創出によって、「結い」や「絆」という「人のかかわり」を魅力にした新たな人の流れが生まれるまちを目指します。

（2）KPI（重要業績指標）と目標値

①転入・転出者数の均衡（住民基本台帳ベース）

基準値：令和4年度転出超過数 175人 ⇒ 目標値：令和13年度 ±0人

②人々が集まり活動できる「場」があると感じている人の割合

基準値：令和5年度 43.1% ⇒ 目標値：令和13年度 50.0%

(3) 施策及び事業体系

施策1：つながり支え合う、市民主体の地域づくり	
【a：施策の主な取組】	
・ 互いを尊重し支え合い自分らしく輝ける社会づくり	
・ 市民主体の地域づくりの推進	
・ 市民活動拠点によるにぎわいの創出	
【b：事業所管部署及び推進事業】	
所管課等：市民環境部地域づくり推進課	
推進事業：同課が所管する事務事業	

施策2：多様な連携による若者が活躍できる環境づくりと価値創造	
【a：施策の主な取組】	
・ 学生を切り口に若者を応援する「学生応援プロジェクト」の実施	
・ 学生や若者の人材育成事業等地域や企業と連携した取組の推進	
・ 若者の「自由な発想」により、若者自らが価値を生むための取組支援	
【b：事業所管部署及び推進事業】	
所管課等：経済産業部若者活躍推進室	
推進事業：同室が所管する事務事業	

施策3：たきざわの魅力発信による愛着づくり	
【a：施策の主な取組】	
・ 広報紙、ホームページ、SNS等各種媒体を通じた魅力発信	
・ 市の施策の積極的な発信による市政への理解促進	
・ 市民の市政への参画を進める取組の検討と展開	
・ ヒト・モノ・コトをつなぎ地域愛着の醸成を図る取組の推進	
【b：事業所管部署及び推進事業】	
所管課等：企画総務部たきざわ魅力発信推進室	
推進事業：同室が所管する事務事業	

4 基本目標4：高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らす環境づくり

(1) 基本目標が目指す状態

平均寿命の延伸や、少子化の進行に伴い割合が増加する高齢者が、健康を大切にしながら、それぞれの生きがいや楽しみを見つけ、安心して穏やかに、いきいきと暮らせる環境づくりを目指します。

(2) K P I (重要業績指標) と目標値

①心身ともに元気に暮らせていると感じている人の割合

基準値：令和5年度 56.3% ⇒ 目標値：令和13年度 62.0%

②老後が不安なく暮らせると感じている人の割合

基準値：令和5年度 16.2% ⇒ 目標値：令和13年度 20.2%

(3) 施策及び事業体系

施策1：健康意識と行動を変える健康づくりの総合企画

【a：施策の主な取組】

- ・市民の健康づくり意識の醸成
- ・健康行動につながる機会の提供
- ・健康づくりを支える社会環境の整備と活用
- ・地域医療体制の維持・充実のための医療機関等との連携

【b：事業所管部署及び推進事業】

所管課等：健康こども部健康づくり課

推進事業：同課が所管する事務事業

施策2：自分らしく暮らせる長寿社会の実現

【a：施策の主な取組】

- ・高齢者が尊厳を保持し能力に応じ自立して生活できる取組の推進
- ・高齢者が興味をもちやりたいことができるようにする取組の推進
- ・介護保険の安定的な運営
- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の展開

【b：事業所管部署及び推進事業】

所管課等：福祉部高齢者福祉課

推進事業：同課が所管する事務事業

施策3：高齢者が地域で暮らし続けられるための支援の推進

【a：施策の主な取組】

- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・フレイル予防の推進と、主体的な介護予防の活動支援
- ・医療と介護の連携強化及び認知症地域支援の充実

	・ 日常生活に必要な地域での支えあいの仕組みづくりの推進
	【 b : 事業所管部署及び推進事業】
	所管課等：福祉部地域包括支援センター 推進事業：同センターが所管する事務事業

施策 4：安全で安心できるまちづくり	
	【 a : 施策の主な取組】
	・ 災害に強いまちづくりの醸成につながる連携の推進 ・ 消防団活動の強化、充実及び常備消防の維持と連携の推進 ・ 自主防災組織の活動支援と連携の推進 ・ 交通事故及び犯罪の減少による安全なまちの構築
	【 b : 事業所管部署及び推進事業】
	所管課等：市民環境部防災防犯課 推進事業：同課が所管する事務事業